

熊本県信用組合 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：子どもの出生時に父親が休暇を取得できる環境づくりを行う。(年次有給休暇を利用して、父親となる職員は子どもの出生時に有給休暇を3日間取得する。
また、該当する職員が所属する部・支店は、協力をする。)

<対策>

●平成29年 4月～ 制度継続。通達等により職員へ通知。

目標2：子ども(家族を含む)または、本人の誕生日(月)結婚記念日等には、家族サービス等を行うため、最大3日間の連続もしくは単独の有給休暇(アニバーサリー休暇)を取得する。

<対策>

●令和5年4月～ 休暇の取得に対する職場の理解を得やすくするため、啓発のための周知を行っていく。

目標3：小学生の子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

●令和5年9月～ 職員のニーズの把握、検討開始
令和6年4月～ 制度導入

以上